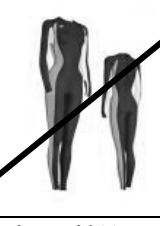
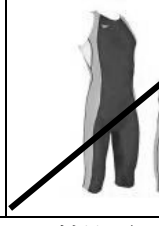





## 水着に関する規定

1. この規定は、日本ライフセービング協会（以下 JLA）競技規則第 2 章 6. 服装(2)「ユニフォーム、水着、キャップの性質、デザインが一般良識に反すると主催団体が判断した場合は、いかなる競技者も競技に参加することができない」に基づき、水着に関する必要な事項を定める。
2. プール競技およびオーシャン競技で着用される水着は、以下の基準を満たさなければならない。  
水着の形状（身体を覆う範囲）は次の通りとする。
  - (1) 男子はへそを超えず、膝までとする。
  - (2) 女子は肩から膝までとする。ただし首、肩を覆うことはできない。ただし、この基準を満たしていれば、ツーピースタイプは許可される。

男子水着					
フルレングス	ロング	ロングレグス	ニーレングス	スクエアレグ	ショート
禁止	禁止	禁止	許可	許可	許可
					

女子水着				
フルレングス	ジッパーバック	ニーレングス、オープンバック	ショート、オープンバック	ツーピース
禁止	禁止	許可	許可	許可
				

3. プール競技・オーシャン競技（スイム種目・区間）で着用される水着の素材および構造は、次の通りとする。
  - (1) 素材は繊維のみとする。
  - (2) 繊維でないもの、また透過性のないものは認められない。
  - (3) 素材の厚さを最大 0.8mm とする。
  - (4) ジッパーや他の身体を締め付けるものは使用してはならない。ただし、水着を留めるために用いる紐を除く。
  - (5) 浮力、鎮痛作用、化学・医学的刺激、他の外部からの刺激または作用のある水着は認められない。
  - (6) 水着の素材には、物を貼り付けてはならない（ただし、メーカーのロゴマークやチーム名などを除く）。
4. 競技者は競技に有利とならなければ、水着の下に繊維素材の水着（モDESTY水着）を着用することができる。これらの水着は、男子はショートスタイルに、また女子はツーピースタイプに限る。
5. 宗教的・文化的多様性の観点から、競技に有利とならなければ審判長の判断により身体の大部分を覆うような繊維素材の水着（体型にぴったりしていないもの）が認められる。
6. ウエットスーツ等は、水温（水面下約 30cm で計測）が 16℃以下、またはその他自然状況により安全上必要であると主催団体が判断した場合に限り、オーシャン競技において許可される。
7. スイム種目・区間で着用されるウエットスーツの厚さは、3mm 以下とし、各部分の厚さの相違は 0.3mm までとする。また、ウエットスーツには、浮力や推進力を向上させるような加工を施してはならない。また、ウエットスーツは、一枚のみ着用することができる（重ね着をしてはならない）。
8. スイム種目・区間以外の種目の場合、身体を保護するための衣類（ショートパンツ、ラッシュガード、Tシャツ等）は、主催団体から特別な指示がない限り競技中、任意に着用することができる。
9. 競技者は、競技に相応しいものであればサングラスやメガネを着用することができる。
10. この規定の改廃は、競技運営・審判委員会の議決による。